

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号

告示 主要目次

- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧……………四五
- 随意契約の相手方の決定……………四五
- 河川整備基本方針の公表……………四五
- 河川整備計画の案の縦覧……………四五
- 家畜伝染病の発生……………四六

公告

告示

●岡山県告示第三百八十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 発起人の住所及び氏名

岡山市東幸西八五一―一七

奥山 秀雄

二 加入区

岡山市水門町七七二

定本建之介

幸島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

幸島漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十九年七月十七日から平成十九年七月三十一日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

公告

（五五）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約等を決定した。

平成十九年七月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 購入物品の名称及び数量

日本画 拙宗等揚（雪舟）筆 「出山釈迦図」 掛幅装一幅

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

生活環境部文化振興課

岡山市内山下二丁目五番七号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年五月九日

四 契約の相手方の氏名及び住所

圓井雅選堂 圓井謙三郎

大阪市中央区高麗橋四丁目四番二号

五 契約金額

四〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、九〇四、七六一円）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第一号に該当するため

（五五）河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により、二級河川笹ヶ瀬川水系河川整備基本方針を平成十九年七月九日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課及び岡山県備中県民局建設部建設企画課において、一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十七日

河川管理者 岡山県知事 石井正弘

（五六）河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年七月十七日

河川管理者 岡山県知事 石井正弘

（五六）河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年七月十七日

河川管理者 岡山県知事 石井正弘

平成十九年七月十七日

河川管理者 岡山県知事 石 井 正 弘

一 河川整備計画の案の名称

二級河川笹ヶ瀬川水系河川整備計画

二 縦覧の期間

平成十九年七月十七日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課及び岡山県備前県民局建設部建設企画課、岡山市都市整備局都市企画総務課、岡山市一宮支所、岡山市津高支所、岡山市高松支所、岡山市吉備支所、岡山市妹尾支所、岡山市福田支所、岡山市興除支所、岡山市足守支所及び岡山市藤田支所、倉敷市経済局農林水産部耕地水路課及び倉敷市庄支所並びに総社市産業建設部土木課

一 河川整備計画の案の名称

二級河川今立川水系河川整備計画

二 縦覧の期間

平成十九年七月十七日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課及び岡山県備前県民局井笠支局地域建設室建設企画課、笠岡市建設産業部建設企画課並びに里庄町建設課

(三六) 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成十九年七月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生場所	発生年月日
牛乳用牛	牛乳用牛	平成十九年七月十八日	井原市	平成十九年七月十四日
患畜	患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
一頭	一頭	一頭	井原市	平成十九年七月十四日